

建設工事入札参加資格者 各位

下請契約における市内業者への優先発注等について

昨今の経済状況の悪化による市内業者を取り巻く経営環境は依然として厳しいものとなっており、本市においても、建設工事の発注にあたっては、本市経済の活性化及び市内業者の育成・振興を図る観点から、市内業者へ優先的に発注しているところです。また、市原市建設工事適正化指導要綱においては、下請発注における市内業者への優先発注等に努めるよう定めています。

建設工事入札参加資格者におかれましては、こうした状況を御理解いただき、本市発注工事を受注された際には、下記の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 下請発注における市内業者の優先活用について

本市発注工事の施工に際し下請発注する場合は、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

2 市内生産品の使用等について

工事の施工に必要な建設資材は市内生産物を優先して使用するよう努め、また、建設資材、建設機械等を購入又は借入れする場合においても、市内業者を優先して活用するように努めてください。

3 下請発注における建設業法等の関連法令の遵守について

工事を下請発注する場合は、適正な価格で請け負わせること、下請け代金を適正な期間内に支払うことなど、下請契約の適正化に努めてください。

(問合せ先)

市原市役所 財政部 契約管財課

電話 0436-22-1111

内線 2583・2584・2589